

(別紙)

諮問番号：令和2年度諮問第37号

答申番号：令和2年度答申第44号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、原処分1から原処分3までに係る請求はいずれも却下されるべきであり、その余の請求はいずれも棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、各生活保護変更処分（原処分1から原処分6まで）について、おおむね、次のとおり主張しているものと解される。

- (1) 原処分1から原処分3までについて、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をすることができなかつた理由は、自身がうつ病であることに加え、請求人の次女（以下「次女」という。）が入院している病院に通うなどしていたところ、請求人の夫（以下「夫」という。）が急に亡くなったため、何も考えることができなかつたことによるものである。
- (2) 精神障害の次女を助ける必要があり、自身もうつ病を患っているところ、保護費が少なすぎて生活できないため、原処分1から原処分6までは、いずれも違法又は不当である。
- (3) 死亡した夫（以下「亡夫」という。）の老齢基礎年金及び老齢厚生年金（以下これらを「老齢年金」という。）並びに亡夫の介護保険料の還付金（以下これらを「亡夫の老齢年金等」という。）の合計額13万971円について、10回に分割して収入認定するよう申し立てたにもかかわらず、6回までしか分割されなかつたのは、違法又は不当である。

#### 2 処分庁の主張の要旨

- (1) 請求人は、原処分1については令和2年2月1日に、原処分2については同月下旬に、原処分3については同年3月28日に、それぞれ各処分があったことを知ったことを認めており、本件審査請求のうち原処分1から原処分3までに係る請求は、法定の審査請求期間を経過した後に行われたものであることが明らかである。

そして、請求人及び次女の体調不良等があつたとしても、法定の審査請求期間内に審査請求を行うことが全く不可能であつたとはいえず、その他に法定の審査請求期間内に審査請求をしなかつた正当な理由も存在しないのであるから、本件審査請求のうち原処分1から原処分3までに係る請求は、不適

法であり、いずれも却下されるべきである。

- (2) 本件審査請求のうち、原処分4から原処分6までに係る請求は、いずれも生活保護法（以下「法」という。）及び保護の処理基準に基づいて適正に行われており、違法又は不当な点はない。
- (3) 返納額の収入充当に係る分割回数は、事情に応じて1回又は数回までとされているところ、処分庁は、収入認定に係る処理基準の多くで分割回数の上限が6回とされていることを踏まえ、請求人の事情にも最大限配慮して、亡夫の老齢年金等を6回に分割して収入充当することを提案しており、最終的には請求人もこれに同意しているのであるから、請求人の主張は失当である。

### 第3 審理員意見書の要旨

- 1 本件審査請求のうち原処分1から原処分3までに係る請求は、いずれも審査請求期間を超過してなされたものと認められ、また、請求人の主張する理由は、行政不服審査法第18条第1項ただし書の「正当な理由」に該当するものとは認められないから、当該請求は、審査請求期間を徒過してなされたものといわざるを得ず、不適法なものとしていずれも却下を免れない。
- 2 本件審査請求のうち原処分4から原処分6までに係る請求は、いずれも「生活保護法による保護の基準」（以下「保護基準」という。）等に基づき適正に算定された最低生活費（厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要）の額から適正な収入認定等に基づく収入充当額を差し引いた額を請求人の保護費とするものであり、違法又は不当な点は認められない。
- 3 以上のとおり、本件審査請求のうち、原処分1から原処分3までに係る請求については、不適法であるから、いずれも却下されるべきであり、原処分4から原処分6までに係る請求は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張にはいずれも理由がないから、いずれも棄却されるべきである。

### 第4 調査審議の経過

令和3年1月26日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年2月2日の審査会において、調査審議した。

### 第5 審査会の判断の理由

保護は、最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされ（法第8条第1項）、保護基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これを超えないものでなければならないとされている（同条第2項）。

法の委任に基づいて厚生労働大臣が定めた保護基準によれば、最低生活費は、

「一般生活費」、「住宅費」等とされ、このうち「一般生活費」は、基準生活費、加算等とされている。基準生活費は、年齢別、世帯人員別、所在地域（級地）別に定められた基準額及び加算額を用いて、第1類の経費（個人単位の費用）と第2類の経費（世帯単位の費用）を組み合わせた方法により算定することとされており、請求人が居住する市（以下「居住市」という。）の級地は、「1級地-2」と区分されている。また、住宅費のうち家賃、間代、地代等は、保護基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める額（以下「住宅扶助（家賃・間代等）の限度額」という。）の範囲内の額とされ、「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（通知）」（以下「限度額通知」という。）により、居住市については、世帯人員が2人の場合は月額4万3,000円とされ、これは平成27年7月1日から適用されている。また、当該限度額通知において、同年6月30日において現に住宅扶助を受けている世帯であって、同年7月1日において引き続き住宅扶助を受けるものが、同日以降に適用される住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の適用を受けた場合に、同年6月まで適用されている住宅扶助（家賃・間代等）の限度額（以下「住宅扶助（家賃・間代等）の旧限度額」という。）の適用を受ける場合よりも、住宅扶助の給付額が減少するときは、経過措置の適用について検討することとされ、当該経過措置の一つとして、住宅扶助（家賃・間代等）の旧限度額によりがたい家賃、間代等であって、やむを得ないと認められるものについては、住宅扶助（家賃・間代等）の旧限度額に1.3を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないとされ、居住市を含む1級地については、当該特別基準の設定があった場合の上限額は、4万6,000円とされていた。

また、保護の変更に係る事務は地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、かかる基準によれば、年金等の公の給付については、実際の受給額を収入として認定することとされ、厚生年金保険法、国民年金法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされている。なお、当該給付について1年を単位として受給額が算定される場合は、その年額を12で除した額を、各月の収入認定額として差し支えないとされている。さらに、老齢年金等で、介護保険法第135条に規定する介護保険料の特別徴収の対象については、当該特別徴収後の実際の受給額を認定することとされている。また、年金等の収入に該当するもの以外の収入については、その全額を当該月の収入として認定することとされているが、これによるのが適切でない場合は、当該月から引き続き6月以内の期間にわたって分割認定するものとされている。

そこで本件についてみると、行政庁の処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときはすることができな

いとされているところ（行政不服審査法第18条第1項）、請求人は、原処分1は令和2年2月1日に、原処分2は遅くとも同月末日までに、原処分3は同年3月28日に、それぞれあったことを知ったことから、同年7月15日付けで行われた本件審査請求のうち原処分1から原処分3までに係る請求は、いずれも審査請求期間を超過してなされたものと認められる。なお、正当な理由があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を超えても審査請求をすることができる」とされているところ（同項ただし書）、請求人は、当該期間を超過した理由として、請求人自身がうつ病であること、夫が急に亡くなったため何も考えることができなかつたことなどを挙げており、これらの理由のみをもって、前記の「正当な理由」に該当するものと認めることはできない。したがって、本件審査請求のうち原処分1から原処分3までに係る請求は、審査請求期間を徒過してなされたものといわざるを得ず、いずれも不適法なものとして却下を免れない。

次に、原処分4について、処分庁は、請求人の基準生活費を第1類及び第2類の経費として合計7万30円と算定するとともに、限度額通知の経過措置を適用し、請求人の住宅費を月額4万6,000円を認定した上で、これらの額の合計額11万6,030円を請求人の最低生活費としており、処分庁の当該算定は、保護基準等に基づいて適正に行われている。また、処分庁は、4万4,712円（請求人の老齢年金の合計年金額56万2,346円（年額）を12で除した額4万6,862円から同年5月分の介護保険料2,150円を差し引いた額）、7,604円（同年2月及び3月の2月分の遺族厚生年金の受給額1万5,208円を2で除した額）、1万1,900円（亡夫の6月分の企業年金7万1,400円を6で除した額）、3,749円（請求人の老齢年金生活者支援給付金（以下「支援給付金」という。）の月額）、2万1,828円（亡夫の老齢年金等の合計額13万971円を6回に分割した額）、4,300円（亡夫の介護保険料の還付金）、3,301円（夫の死亡により生じた同年1月分の保護費の過支給額1万9,807円を6回に分割した額）及び7,604円（請求人の遺族厚生年金の同年4月分の受給額7,604円を同月分の収入として認定したことにより、同月分の保護費において生じた過支給額）の合計額10万4,998円を請求人の収入として認定しており、処分庁の当該認定は、保護基準等に基づいて適正に行われている。さらに、原処分4は、前記の保護基準等に基づき適正に算定された最低生活費の額から前記の適正な収入認定に基づく収入充当額を差し引いた額1万1,032円を請求人の保護費とするものであることが認められる。したがって、その算定は、保護基準等に基づいて適正に行われていることから、違法又は不当な点は認められない。

次に、原処分5について、処分庁は、請求人の最低生活費を、原処分4と同じ算定方法により11万6,030円と算定しており、処分庁の当該算定は、保護基準等に基づいて適正に行われている。また、処分庁は、4万4,712円（請求人の老齢年金の合計年金額56万2,346円（年額）を12で除した額4万6,862円から同年6月分の介護保険料2,150円を差し引いた額）、7,604円（同年2月及び同

年3月の2月分の遺族厚生年金の受給額1万5,208円を2で除した額)、3,749円(支援給付金の月額)、2万1,828円(亡夫の老齢年金等の合計額13万971円を6回に分割した額)及び3,301円(夫の死亡により生じた同年1月分の保護費の過支給額1万9,807円を6回に分割した額)の合計額8万1,194円を収入として認定しており、処分庁の当該算定は、保護基準等に基づいて適正に行われている。さらに、原処分5は、前記の保護基準等に基づき適正に算定された最低生活費の額から前記の適正な収入認定に基づく収入充当額を差し引いた額3万4,836円を請求人の保護費とするものであることが認められる。したがって、その算定は、保護基準等に基づいて適正に行われていることから、違法又は不当な点は認められない。

次に、原処分6について、処分庁は、請求人の最低生活費を、原処分4と同じ算定方法により11万6,030円と算定しており、処分庁の当該算定は、保護基準等に基づいて適正に行われている。また、処分庁は、4万4,815円(改定後の請求人の老齢年金の合計年金額56万3,587円(年額)を12で除した額4万6,965円から同年7月分の介護保険料2,150円を差し引いた額)、7,615円(改定後の遺族厚生年金の年金額9万1,383円(年額)を12で除した額)、3,762円(改定後の支援給付金の月額)、2万1,828円(亡夫の老齢年金等の合計額13万971円を6回に分割した額)、3,301円(夫の死亡により生じた同年1月分の保護費の過支給額1万9,807円を6回に分割した額)及び127円(老齢年金及び支援給付金の支給額の改定に伴い同年6月分の保護費における過支給額)の合計額8万1,448円を収入として認定しており、処分庁の当該算定は、保護基準等に基づいて適正に行われている。さらに、原処分6は、前記の保護基準等に基づき適正に算定された最低生活費の額から前記の適正な収入認定に基づく収入充当額を差し引いた額3万4,582円を請求人の保護費とするものであることが認められる。したがって、その算定は、保護基準等に基づいて適正に行われていることから、違法又は不当な点は認められない。

以上の原処分4から原処分6までについて、請求人は、精神障害の次女を助ける必要があり、自身もうつ病を患っているところ、保護費が少なすぎて生活できないため、いずれも違法又は不当である旨を主張しているものと解される。

しかしながら、原処分4から原処分6までは、保護基準等に基づき適正に算定された最低生活費から適正な収入認定に基づく収入充当額を差し引いた額を請求人の保護費としていることから、いずれも違法又は不当な点は認められない。加えて、保護費や老齢年金等の収入は、次女への経済的援助よりも請求人自身の最低限度の生活の維持に対して優先的に充てられるべきものであり、また、うつ病を患っている請求人が疾病を治療する必要がある場合には、保護(医療扶助)が別途給付されるのであるから、原処分4から原処分6までの保護費が過少であるとはいえず、請求人の主張を採用することはできない。

また、請求人は、亡夫の老齢年金等の合計額13万971円について、10回に分割して収入認定するよう申し立てたにもかかわらず、6回までしか分割されな

かったのは、違法又は不当である旨を主張しているものと解される。

しかしながら、保護の処理基準によれば、年金等の収入に該当するもの以外の収入等の臨時的な収入の全額を当該月の収入として認定することが適切でない場合は、当該月から6月以内の期間にわたって分割認定するものとされているが、これは、保護費が激変することにより被保護者の生活の安定性を阻害することがないように、一定の期間内において調整を図るためのものであると考えられる。その上で、前記の臨時的な収入については、6月以内の期間にわたって分割認定してもなお生活に著しく困窮するような、真にやむを得ない場合を別とすれば、原則として、6月を超える期間にわたって分割認定することは妥当ではないと解するのが相当である。本件においては、請求人は、亡夫の老齢年金等のほか、老齢年金や支援給付金等の様々な収入を得ていたこと、次女への経済的援助等を行っているために生活に困窮する旨を処分庁に説明したことなどの事情を勘案すると、請求人において、当該収入を6月以内の期間にわたって分割認定してもなお生活に著しく困窮するような、真にやむを得ない事情があるとまでは認められない。よって、前記の処理基準に従って亡夫の老齢年金等の収入認定の分割を6回までとした処分庁の判断に、違法又は不当な点は認められず、請求人の主張を採用することはできない。

したがって、原処分4から原処分6までに係る請求については違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても適正なものと認められる。

以上のとおり、本件審査請求のうち、原処分1から原処分3までに係る請求をいずれも却下し、その余の請求をいずれも棄却すべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

#### 北海道行政不服審査会

委員(会長)	岸	本	太	樹
委員	中	原		猛
委員	日	笠	倫	子